平成２１年（フ）第７３３６号
大阪市平野区背戸口１丁目４番29号　エリュ・アメニョン302号
債務者　佐藤　邦春
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１３７５号
大阪府大阪狭山市狭山５丁目2213番地の２　狭山遊園ハイツ６―304号
債務者　芝田　英範
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４８７号
大阪府松原市別所５丁目６番27号、前住所大阪府松原市柴垣１丁目11番３号
債務者　ヘアーメイクひまわりこと　高木　千草
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０００号
堺市北区長曽根町3084番地11　ＭＹＳＴＡＧＥ301号、前住所堺市中区深阪1801番地　スプルース泉ヶ丘301号
債務者　西岡　朋輝
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２１９号
大阪府羽曳野市羽曳が丘10丁目20番16号
債務者　三宅　恵美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２３２号
大阪府羽曳野市野々上５丁目13番５―102号、住民票上の住所大阪市東住吉区桑津３丁目22番11号
債務者　目瀬由美子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２３４号
堺市中区宮園町７番５―310号
債務者　川口　謡子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２４７号
大阪府河内長野市上田町46番地の15
債務者　ミナト商事こと　北内　宏幸
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２５４号
大阪府松原市北新町３丁目８番23号、前住所大阪府松原市東新町５丁目11番23―103号
債務者　中原　良一
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２５５号
大阪府松原市北新町３丁目８番23号、前住所大阪府松原市東新町５丁目11番23―103号
債務者　中原　広美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２７６号
堺市東区野尻町389番地12
債務者　松本富美子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２９８号
堺市南区茶山台２丁３番１―712号、前住所堺市南区城山台２丁１番３―605号
債務者　平徳　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３０２号
堺市東区丈六121番地２
債務者　荻田　將男
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３０６号
大阪府河内長野市木戸３丁目19番１―702号
債務者　今中美知子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３２９号
堺市堺区北田出井町３丁２番８号
債務者　片岡美惠子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
香川県高松市宮脇町１丁目29番14号
債務者　高畑　里奈
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１０２号
新潟県阿賀野市緑岡65番地77
債務者　伊藤　知子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第４２号
京都府舞鶴市字北吸963番地の１
債務者　丸山　静子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係